

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交02	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設
国交03	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交04	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交05	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 施設整備率の目標は、H27年度より、税制改正要望において説明している達成目標であり、施設立地数の目標は、国土交通省内での政策評価の参考指標に用いられていたものであるところ、達成目標が二重に設定されていたこと、また、施設立地数の目標の期間が令和7年度までであり、税制改正要望における適用期間の途中で切れることから、後者を今回削除することとした。なお、令和6年度4月時点の施設立地数は、157施設である。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 所期の達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体で令和6年度末には57.5%とする）に対する過去の効果について、「過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度（37年間で約45件）適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない。実際に、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「研究施設の立地を決める際に、本特例措置の存在が大きな判断要素となった」等の意見があり、目標の施設整備率に向けて企業の集積を推進する上で本特例措置は有効な手段となっている」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体で令和6年度末には57.5%とする）に対する過去の直接的な効果について、「令和6年度に実施した学研都市への立地・立地予定の企業を対象としたヒアリングにおいても、立地予定の企業から「本特例措置において、初年度のキャッシュフローが良くなるのは、立地において大きな判断材料」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たって、直接的効果への期待は高い」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体で令和6年度末には57.5%とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本税制を活用して立地した施設数は令和6年4月時点で40施設であり、全体施設数157施設の25%に当たることから、その旨を追記した。
② 近年の適用数が僅少であるところのご指摘について、令和4年4月時点では、文化学術研究施設用地として造成済の面積（企業が立地可能な面積）が592haなのに対し、整備済の地区若しくは具体的な立地の計画が既にある地区を除いた未分譲の地区は19ha（造成済用地の3%強）であり、非常に限られたエリアだったことが一因であったと考えている。この点、令和6年度には、狛田東地区（50ha）の工事が終わり、令和7年度から新規の企業立地が見込まれることから、適用数は段階的に改善されるものと考えており、施設整備率の達成目標の進捗も期待される。評価書にも同趣旨を追記する。

③ 過去の直接的効果については、適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、施設整備率の増加に寄与した企業から、立地の意思決定に当たって、本税制の存在を考慮して判断した旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に修正追記した。
④ 前回の達成目標は、過去の5年間の整備率の上昇の平均値をとって、令和9年度まで毎年同じだけの進捗があるという見込みで記載していた。一方で、現実には、新たな用地（柏田東地区）の造成が令和6年度に完了することもあり、令和7年度以降に整備がこれまで以上に進捗する予定であるため、現状は未達成であるものの、引き続き令和9年度の達成を見込んでいるところ。このため、新たな造成済用地への立地の促進に寄与する本措置を引き続き実施する必要がある。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和5年度までに本税制を利用して立地した企業は40施設・94haであり、全体の立地施設157施設・465haのうち、それぞれ25％・20％にあたる」との説明では、所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）に対する過去の直接的な効果について、「令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリングにおいて、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 「令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリングにおいて、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和8年度末までには、立地予定に鑑み、施設整備率を概ね58％とする。以下同じ。）に対する将来の効果について、「R6～R8推計値については、府県に対し実施した整備状況調査による近年の年間増加面積に基づき推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標に対する将来の効果について、「過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度（37年間でのべ45件）適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない」と説明されているが、予測される将来の適用数（令和6年度から8年度まで）は10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標に対する将来の効果について、「令和6年度に実施した学研都市への立地・立地予定の企業を対象としたヒアリングにおいても、立地予定の企業から「本特例措置において、初年度のキャッシュフローが良くなるのは、立地において大きな判断材料」と

いった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たって、直接的効果への期待は高い」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 推計値については、府県から聞き取った立地見込み施設の面積を記載しているのみであり、計算等を行っていないため、その観点から修正した。
② 将来的な適用件数の見込みについては、前述のとおり、令和7年度以降に柏田東地区（50ha）への具体的な立地が見込まれ、適用数は段階的に改善されるものと考えているところであるが、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成9年4月28日総務庁告示第15号）において、各々の文化学術研究地区は、整備の条件が整った地区から、都市全体としての整合性に留意しつつ、段階的に整備を進めることとされており、今後分譲可能な造成用地において適切に企業立地が進捗するとしても、適用見込みが短期で著しく増加することは予定されていない。このような本特例措置の特性を踏まえると、予測される将来の適用数が10件未満であることをもって直ちに適用件数が僅少であるということにはならないものと思慮する。
③ 将来的な税制による立地見込みを推計するだけの適用実績がないことから、定量的な直接的効果の把握は困難であると考えている。事後的な直接的効果の把握については、(6) ③に記載したとおり、本税制特例を活用した企業に対するヒアリングにより、本税制特例が意思決定に与えた影響を把握しているところ。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 「令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリングにおいて、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税2) 法人住民税:義、法人事業税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【 単独 】主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「関西学研法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額4億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額 400 万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。
			《関係条項》 関西学研法第 10 条 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 44 条 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 28 条の 4
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年 8 月 分析対象期間:令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		・昭和 62 年度:創設 ・平成元～25 年度:延長及び特別償却率の縮減等 ・平成 27 年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成 29 年度:延長(資金額要件の引上げ) ・平成 31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和3年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和5年度:延長(資金額要件の引上げ)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、関西学研法に基づき、文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。 具体的には、「第三次国土形成計画(全国計画)」(令和 5 年 7 月閣議決定)では、学研都市の目指す研究開発及び成果の事業化を図る分野について、前回計画(平成 28 年 8 月閣議決定)か

		ら、情報通信、バイオ、食関連等の分野について新たに追記し、その集積について、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用することを位置付けている。 加えて、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月閣議決定)においても、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、学研都市が明記されているところである。
		《政策目的の根拠》 【関西学研法】 第 10 条 ・国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。 【関西学研法に基づく基本方針】(昭和 62 年9月決定) 第 1 章 都市建設の目標 2. 都市の機能 (1)文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。 <政府方針> 【国土形成計画(全国計画)】(令和5年7月 28 日閣議決定) 第 2 章 産業に関する基本的な施策 第 1 節 GX・DX を始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成(知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化) ・最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、(中略)を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。 【第6期科学技術・イノベーション基本計画】 (令和3年3月閣議決定) 第 2 章 Society5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (4)価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 ・企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成などを進めてきている。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 学研都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 (測定指標) 拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設の整備が必要ことから、施設整備率を令和6年4月時点で 55.5%のところ、令和9年度末までに概ね 60%以上とすることを目標としている。この点、延長要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度にあたる令和8年度末までには、立地予定に鑑み、施設整備率を概ね 58%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。																				
10	有効性等	①: 適用数	<table><tr><th>年度</th><th>R3 (実績)</th><th>R4 (実績)</th><th>R5 (推計)</th><th>R6 (推計)</th><th>R7 (推計)</th><th>R8 (推計)</th></tr><tr><td>適用件数</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td></tr></table> ※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※2 R5～R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。 過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度(37年間でのべ45件)適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり※、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない。 実際に、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「研究施設の立地を決める際に、本特例措置の存在が大きな判断要素となった」等の意見があり、目標の施設整備率に向けて企業の集積を推進する上で本特例措置は有効な手段となっている。 ※ 近年(R3・R4)の適用数実績が1・0件となっているのは、令和4年4月時点では、文化学術研究施設用地として造成済の面積(企業が立地可能な面積)が 592ha なのに対し、整備済の地区若しくは具体的な立地の計画が既にある地区を除いた未分譲の地区は 19ha(造成済用地の3%強)であり、非常に限られたエリアだったことが一因であったと考えている。令和6年度には、狛田東地区(50ha)の造成工事が終わり、令和7年度から新規の企業立地が見込まれることから、適用数は段階的に改善されるものと考えており、施設整備率の達成目標の進捗も期待される。						年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	適用件数	1	0	1	1	3	3
年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)																
適用件数	1	0	1	1	3	3																

②	適用額	(単位:百万円)						
		年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)
		適用額	5	0	23	221	141	99
		※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。						
		※2 R5・R6推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R7・R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。						
③	減収額	(単位:百万円)						
		年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)
		法人税	1.1	0	5.3	51.3	32.7	23.0
		法人住民税	0.1	0	0.4	3.6	2.3	1.6
		法人事業税	0.3	0	1.5	14.8	9.4	6.6
		※適用額に税率を乗じることで、減収額を推計。						
		【法人税】						
		減収額＝適用額×税率(23.2%)						
		【法人住民税】						
		減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額						
		法人県民税減収額＝法人税減収額×税率(1.0%)						
		法人市町村民税減収額＝法人税減収額×税率(6.0%)						
		【法人事業税】						
		減収額＝法人事業税(収入割)減収額＋特別法人事業税減収額＋法人事業税(付加価値割)減収額						
		法人事業税(収入割)減収額＝適用額×税率(3.4%)						
		特別法人事業税減収額＝法人事業税(収入割)減収額×税率(76.0%)						
		法人事業税(付加価値割)減収額＝適用額×税率(0.7%)						
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》						
		文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進められ、施設整備率は、令和6年4月時点で55.5%となっており、令和9年度末に概ね60%以上という目標に向けて、着実に推移している。						
		実際に、令和5年度までに本税制を利用して立地した企業は40施設・94haであり、全体の立地施設157施設・465haのうち、それぞれ25%・20%にあたる。						
		また、令和6年度～令和8年度に立地見込みの企業においても、聞き取り調査によると13.1haが本税制を活用して立地見込み(全体で19.9haが立地見込み)である。						
		(単位:%, ha)						
		年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)
		施設整備率(%)	54.1	55.1	55.5	55.5	56.9	58.1
		整備済面積(ha)	453	462	465	465	476	486

			施設用地 面積(ha)	837	837	837	837	837	837
			※施設整備率=(研究施設立地済面積／研究施設用地面積)×100 ※R3～R5実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R6～R8推計値については、府県に対し実施した整備状況調査による近年の年間増加面積を記載。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は、初期負担の軽減が図られることで、初年度のキャッシュフローが改善する効果があり、企業が立地の検討を行う際には、特例措置の有無が大きな判断材料の一つとなっている。 この点、令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリング※において、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる。 ※効果の把握方法 適用実績や見込み把握のための、各自治体へのアンケート調査に加えて、本特例措置の達成目標に対する直接的影響を把握するため、本税制特例を活用した、若しくは活用予定の民間企業を対象に令和6年4～6月にかけて電話ヒアリングを実施した。 ※ 前回記載していた施設立地数は、国土交通省内での政策評価の参考指標に用いられていたものであるところ、達成目標が二重に設定されていたこと、また、施設立地数の目標の期間が令和7年度までであり、税制改正要望における適用期間の途中で切れることから、後者を今回削除することとした。なお、令和6年度4月時点の施設立地数は、157施設である。						
		⑤： 税収減を是認する理由等	近年、研究所用施設の増加数は横ばいとなっているものの、各自治体に調整状況を聞き取ったところ、今後3年間にわたって多数の研究所用施設の進出(現時点で12件)が見込まれている。 学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。						
11	相当性	①： 租税特別措置等によるべき妥当性等	研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。 また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への						

			負担が少ない点からも妥当性が認められる。 適用対象については、投資資金額が4億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。
		②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③： 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 国交 02)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率13%（平成30年度）→おおむね解消（令和12年度）。以下同じ。）について、達成すべき測定指標が定量的に示されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
③ 達成目標は、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）の成果指標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【国土交通省の補足説明】
① 達成目標については、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）の成果指標から引用しているところ、私有物である建物の耐震化にあたっては、その実施について最終的には所有者等の判断によるところが大きいという性質に鑑み、厳密な定量化が困難であることから、「おおむね解消する」という目標にしている。
② 達成目標については、①に記載のとおり当該計画から引用しているところ、当該計画において計画途中段階における成果指標を設定していないほか、本指標の前提となる住宅・土地統計調査が5年に1度行われることから、途中段階における検証が難しいため、次の評価の時期をめどに目標達成時期を定めることは困難であるものの、事後評価の実施が見込まれる令和10年には、同年の住宅・土地統計調査の結果に基づき、耐震性を有しない住宅ストックの比率がどれだけ減少したかを検証することができるものと考えている。
③ 大地震から国民の生命・財産等を守ることを目的として「耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率」を住生活基本計画（全国計画）等の成果指標として設定しているところ、耐震化の必要性、重要性等については戸建て・共同住宅の別で変わることはないことから、本特例措置の対象となる共同住宅に限った目標を設定することは不適當。このため、達成目標は原案のままとさせていただくが、一方で、耐震性を有しないマンションのストックがどれだけ解消したかを以って、本特例措置の有効性を把握することが可能であることから、10④「効果」の欄において、耐震性を有しないマンションのストックがどの程度解消するのかを定量的に分析した記載を追記する。
【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和7年度）が予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① ご指摘の通り、本税制措置の適用は、改正マンション建替円滑化法の施行が前提となるところ、改正法の施行時期は、最短で令和8年秋頃（想定）になる見込みであるため、令和7年度は適用件数が生じないことから、将来の適用数（令和7年度）について予測し

ていない。ご指摘を踏まえ、上記の趣旨を評価書に追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和7年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① ご指摘の通り、本税制措置の適用は、改正マンション建替円滑化法の施行が前提となるところ、改正法の施行時期は、最短で令和8年秋頃（想定）になる見込みであるため、令和7年度は適用件数が生じないことから、将来の減収額（令和7年度）について予測していない。ご指摘を踏まえ、上記の趣旨を評価書に追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわ明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① マンション建替円滑化法において新設を検討する事業が施行されることにより、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない共同住宅ストックの比率の解消に資する。具体的な直接的効果としては、令和10年度及び令和11年度において、事業件数6件（施行戸数700戸）を見込んでいるところ、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない共同住宅ストックの比率について、0.05%（＝700戸×90% ^{※1} ／140万戸 ^{※2} ）の解消が見込まれる（平成30年度時点で約6%）。 ※1. 令和6年4月時点で、事業完了したマンション建替事業及びマンション敷地売却事業等において耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの割合は約90%（施行前マンションの竣工年が昭和56年以前のマンションの件数（＝137件中119件）から算出）。 ※2. 平成30年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数（国土交通省推計） この点、現行のマンション建替事業（平成14年創設）やマンション敷地売却事業（平成26年創設）の施行実績を踏まえると、施行から一定期間経ることで、区分所有者や民間事業者等においてマンションの再生等に関する事業ノウハウ等が蓄積されることにより、将来的に事業件数及び施行件数が増加すると見込んでいる。 なお、耐震性を有しないマンションのストックを解消するためには、これらのマンションの除却等が必要となる。一方、マンションの除却等を行うためには、マンションの区分所有者間の合意形成が必要となるものの、異なる経済事情や多様な価値観を持った区分所有者間においては、費用負担等の理由により合意形成が難しい傾向にある [※] 。 本特例措置は、マンションの除却等に係る費用負担の軽減につながるものであり、区分所有者間の合意形成の円滑化に資するものであることから、耐震性を有しないマンションのストック数の解消という達成目標の実現に有効な手段である。 【マンションの区分所有者間の合意形成 → マンションの除却等 → 耐震性を有しないマンションの解消】 ※国土交通省が実施したマンション建替等に関する事業者に対するアンケート調査（令和6年6月実施）結果によると、事業上の最大の課題は「権利者間の合意形成」であり、権利者間の合意形成上の最大の課題 [※] は、「費用負担が困難な者の存在」であった。 注：マンションの建替等を進めるに当たり、合意形成において「費用負担が困難な者

の存在」が「よく問題になる」又は「問題になりやすい」を選択した割合は98%（51社中50社で、合意形成上の課題として最多であった。） 上記趣旨について評価書にも追記する。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和10年度及び11年度）について、「令和6年4月時点で、事業完了したマンション建替事業及びマンション敷地売却事業等において耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの割合は約90%」との説明では、算定根拠（数値の出典）が明らかにされておらず、「平成30年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数（国土交通省推計）」との説明でも、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、これらの点を課題とする。 また、予測される将来の適用数3件（令和10年度）及び3件（令和11年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いた、本特例措置の直接的効果が予測されておらず、事後的に直接的効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。	
【国土交通省の補足説明】 ① 耐震性を有しないあらゆるマンションストックを解消する点においては、予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と比較して、マンションの再生等の事業実施のために設立される組合すべてが適用を受けられる租税特別措置が妥当である。その旨、評価書にも追記する。	
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義(国税3) 法人住民税、法人事業税：義(地方税1)
		② 上記以外の税目	消費税：外、地方消費税：外、事業所税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 －
			《要望の内容》 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替円滑化法」という。)は、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)上の建替え決議(同法第62条)がなされた後の事業法と位置付けられており、マンションの建替え等を円滑化する観点から、具体的な手続きや事業の施行者である組合に係る税制上の特例 ^{※1} が規定されている。 今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、区分所有法において、区分所有建物の再生の円滑化を図る方策として、新たな決議の創設が検討されていることから、マンション建替円滑化法において、それらの決議に対応する事業手続きの創設を検討している(区分所有法及びマンション建替円滑化法について、改正を検討中)。 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業 ^{※2} について、その事業手続を活用した再生等を円滑に進めるために、これらの事業実施のために設立される組合に適用される税制上の特例措置を講じる。 【要望する特例措置】 老朽化マンションの再生等の施行者である組合について、収益事業以外の所得に係る法人税、法人住民税、法人事業税を非課税とする。 ※1.マンション建替組合等の事業活動は、法人税法上、公益法人等の規定が適用されるため、収益事業に係る所得以外の所得については課税されない。普通法人であれば、当該事業における組合員(区分所有者等)からの負担金等の収入(収益事業以外の所得)について課税されるところ、本特例により収益事業以外の所得について法人税等が非課税となる。 ※2.マンション建替円滑化法に新設を検討する事業 ①マンション取壊し敷地売却事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物を取り壊した上で、敷地を売却することを可能とする事業 ②マンション取壊し事業

			・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物の取壊しを可能とする事業 ③マンション再建事業 ・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建を可能とする事業 ④敷地売却事業 ・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地の売却を可能とする事業 ⑤マンション更新(一棟リノベーション)事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、共用部分の変更及び全ての専有部分の更新工事を行う事業 ⑥一括建替え等事業 ・区分所有建物の一部が滅失した場合に、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建及び建替えを可能とする事業
			《関係条項》 －
5	担当部局		国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 令和6年8月 分析対象期間： 令和7年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯		－
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化マンションの再生等を円滑化することにより、安全・安心で良好な居住環境を確保及び耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。
			《政策目的の根拠》 ○「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)における位置付け 目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 成果指標 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和6年6月10日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)における位置付け

10	有効性等		5 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用 (略)また、区分所有法等の改正の検討状況や「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」を踏まえつつ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)等についても、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、見直しの検討を進め、次期通常国会での法案提出を目指す。 ○経済財政運営と改革の基本方針(令和6年6月 21 日閣議決定)における位置付け 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (4)戦略的な社会資本整備 持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 成果指標 耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成 30 年度)→おおむね解消(令和 12 年度) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 これまで取組が進みにくい状況にあった老朽化マンションの再生等について、本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資することとなる。これにより、安全・安心で良好な居住環境の確保並びに、耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護に寄与する。
		①: 適用数	【適用数見込み】 令和7年度 - 令和8年度 0件 令和9年度 0件 令和 10 年度 3件 令和 11 年度 3件

		※算定根拠は別紙参照(参照箇所は以下のとおり)。 ・1.【国税＜法人税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用件数見込み※1」 なお、本税制措置の適用は、改正マンション建替円滑化法の施行が前提となるところ、改正法の施行時期は、最短で令和 8 年秋頃(想定)になる見込みであるため、令和 7 年度は適用件数が生じないことから、将来の適用数(令和 7 年度)について予測していない。以下、 ②適用額、③減収額についても同様。																														
②	適用額	【適用額見込み】 単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>28</td><td>28</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>29</td><td>29</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>62</td><td>62</td></tr></table> ※算定根拠は別紙参照(参照箇所は以下のとおり)。 ・1.【国税＜法人税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用額見込み」 ・2.【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用額見込み」		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	法人税	-	0	0	28	28	法人住民税	-	0	0	4	4	法人事業税	-	0	0	29	29	合計		0	0	62	62
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																											
法人税	-	0	0	28	28																											
法人住民税	-	0	0	4	4																											
法人事業税	-	0	0	29	29																											
合計		0	0	62	62																											
③	減収額	【減収額見込み】 単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr></table> ※算定根拠は別紙参照。(参照箇所は以下のとおり)。 ・1.【国税＜法人税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「減収額見込み」 ・2.【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「減収額見込み」		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	法人税	-	0	0	4	4	法人住民税	-	0	0	0	0	法人事業税	-	0	0	3	3	合計	-	0	0	7	7
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度																											
法人税	-	0	0	4	4																											
法人住民税	-	0	0	0	0																											
法人事業税	-	0	0	3	3																											
合計	-	0	0	7	7																											
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資すること、分析対象期間(令和7年度～令和 11 年度)において、マンション建替円滑化法に新設を検討する事業(マンション取壊し敷地売却事業等)については、																														

		下表のとおり施行を見込む。 事業が施行されることにより、安全・安心で良好な居住環境を確保及び耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を行い、これを通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。 また、着実に施行実績を積み重ねることにより、耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率の解消を図る。 ・分析対象期間(令和7年度～令和 11 年度)におけるマンション建替円滑化法に新設を検討する事業の組合設立認可3件(約 350 戸) 上段:事業件数、下段:施行戸数 <table><tr><th></th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>①マンション取壊し 敷地売却事業</td><td>1件 約 70 戸^{※1}</td><td>1件 約 70 戸^{※1}</td></tr><tr><td>②マンション取壊し事業</td><td>1件 約 140 戸^{※2}</td><td>1件 約 140 戸^{※2}</td></tr><tr><td>③マンション再建事業^{※3}</td><td>=</td><td>=</td></tr><tr><td>④敷地売却事業^{※3}</td><td>=</td><td>=</td></tr><tr><td>⑤マンション更新事業</td><td>1件 約 140 戸^{※4}</td><td>1件 約 140 戸^{※4}</td></tr><tr><td>⑥一括建替え等事業^{※3}</td><td>=</td><td>=</td></tr><tr><td></td><td>=</td><td>=</td></tr><tr><td>(推計)事業件数合計</td><td>3件</td><td>3件</td></tr><tr><td>(推計)施行戸数合計</td><td>約 350 戸</td><td>約 350 戸</td></tr></table> ※1.現行のマンション敷地売却事業(直近5年間)における1事業あたりの施行戸数を参考に算出 ※2.現行のマンション建替事業(直近5年間)における1事業あたりの施行戸数を参考に算出 ※3.③マンション再建事業、④敷地売却事業及び⑥一括建替え等事業については、マンション(建物)が滅失していることが前提。具体的には、地震等の災害が発生し、マンションが被災した場合において活用が見込まれる事業手続であるため、平年度における適用件数として見込まないことが妥当である。 ※4.現行のマンション建替事業(直近5年間)における1事業あたりの施行戸数を参考に算出 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 これまで取組が進みにくい状況にあった老朽化マンションの再生等について、本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資することとなる。今後新設が検討されているマンション再生の円滑化を図る方策[※]等により、耐震性不足のマンションストック解消の円滑化を通じて、耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消に寄与する。 ※ 耐震性を有しないマンションのストックを解消するためには、これらのマンションの除却等が必要となる。一方、マンションの除却等を行うためには、マンションの区分所有者間の合意形成が必要となるも		令和 10 年度	令和 11 年度	①マンション取壊し 敷地売却事業	1件 約 70 戸 ^{※1}	1件 約 70 戸 ^{※1}	②マンション取壊し事業	1件 約 140 戸 ^{※2}	1件 約 140 戸 ^{※2}	③マンション再建事業 ^{※3}	=	=	④敷地売却事業 ^{※3}	=	=	⑤マンション更新事業	1件 約 140 戸 ^{※4}	1件 約 140 戸 ^{※4}	⑥一括建替え等事業 ^{※3}	=	=		=	=	(推計)事業件数合計	3件	3件	(推計)施行戸数合計	約 350 戸	約 350 戸
	令和 10 年度	令和 11 年度																														
①マンション取壊し 敷地売却事業	1件 約 70 戸 ^{※1}	1件 約 70 戸 ^{※1}																														
②マンション取壊し事業	1件 約 140 戸 ^{※2}	1件 約 140 戸 ^{※2}																														
③マンション再建事業 ^{※3}	=	=																														
④敷地売却事業 ^{※3}	=	=																														
⑤マンション更新事業	1件 約 140 戸 ^{※4}	1件 約 140 戸 ^{※4}																														
⑥一括建替え等事業 ^{※3}	=	=																														
	=	=																														
(推計)事業件数合計	3件	3件																														
(推計)施行戸数合計	約 350 戸	約 350 戸																														

		の、異なる経済事情や多様な価値観を持った区分所有者間においては、費用負担等の理由により合意形成が難しい傾向にある*。 本特例措置は、マンションの除却等に係る費用負担の軽減につながるものであり、区分所有者間の合意形成の円滑化に資するものであることから、耐震性を有しないマンションのストック数の解消という達成目標の実現に有効な手段である。 【マンションの区分所有者間の合意形成 → マンションの除却等 → 耐震性を有しないマンションの解消】 *国土交通省が実施したマンション建替え等に関する事業者に対するアンケート調査(令和6年6月実施)結果によると、事業上の最大の課題は「権利者間の合意形成」であり、権利者間の合意形成上の最大の課題[※]は、「費用負担が困難な者の存在」であった。 注:マンションの建替え等を進めるに当たり、合意形成において「費用負担が困難な者の存在」が「よく問題になる」又は「問題になりやすい」を選択した割合は 98%(51 社中 50 社で、合意形成上の課題として最多であった。) また、老朽化マンションの再生等について新たな仕組みの創設等が検討されていることから、マンションの状況や区分所有者の意向等に応じて、区分所有者が選択可能な事業手法が増えることにより、着実な事業実施が見込まれることから耐震性不足のマンションストック解消に資する。 さらに、現行のマンション建替事業(平成 14 年創設)やマンション敷地売却事業(平成 26 年創設)の施行実績を踏まえると、施行から一定期間経ることで、区分所有者や民間事業者等においてマンションの再生等に関する事業ノウハウ等が蓄積されることにより、将来的に事業件数及び施行件数が増加すると見込んでいる。 具体的な直接的効果としては、令和 10 年度及び令和 11 年度において、事業件数6件(施行戸数 700 戸)を見込んでいることから、0.05%(=700 戸*90%^{※1}/140 万戸^{※2})の解消が見込まれる(平成 30 年度時点で約6%)。 ※1.令和 6 年 4 月時点で、事業完了したマンション建替事業及びマンション敷地売却事業等において耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの割合は約 90%(施行前マンションの竣工年が昭和 56 年以前のマンションの件数(=137 件中 119 件)から算出)。 ※2.平成 30 年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数(国土交通省推計)
⑤: 税収減を是認する理由等		老朽化マンション等のストック数は急増しており、更新等事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者における費用負担の問題が最大の阻害要因となる。 本特例措置は区分所有者により構成される組合に係る負担の軽減によって老朽化マンションの再生等を円滑化させるものであることから、国民の生命・身体 の保護に寄与するものであり、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	老朽化マンションの再生等を円滑に行うにあたっては、組合設立（法人格が与えられること）により、事業組合が主体となって事業推進を図ることが有効（各区分所有者が個別で売買契約や登記手続を行うことなく、組合が権利調整や各種契約行為の主体となり事業を円滑化）である。一方、事業組合を設立した場合は、当該組合に対して法人税等が課税されることになるため、追加の費用負担が発生することになる。この点、マンションの再生等を実施するためには、区分所有者間の合意形成が必要不可欠であるが、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、本特例が措置されない場合、区分所有者間の合意形成に支障が生ずるおそれがある。 本特例措置は、これまで取り組みが進みにくい状況にあった老朽化マンション等において、組合設立による事業実施を行うための区分所有者間の合意形成を促す上で、他の措置に比して[※]的確かつ必要最小限であるため、本特例措置によることが妥当である。 ※ 耐震性を有しないあらゆるマンションストックを解消する点においては、予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と比較して、マンションの再生等の事業実施のために設立される組合すべてが適用を受けられる租税特別措置が妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例により各自治体の管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民等の生命保護、住環境の向上や新規住民の流入等による地域の活性化が図られるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

適用件数等の算定根拠

別紙

項目名:老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設

【適用額及び減収額見込み算定にあたっての前提条件】

1. 現行のマンション建替円滑化法に基づく事業類型（マンション建替事業、マンション敷地売却事業、敷地分割事業）の実績（本特例の適用件数推計上の参考値）

(1) マンション建替事業

組合設立認可年度	事業件数	戸数
令和元年度	5	904
令和2年度	12	1,326
令和3年度	11	1,403
令和4年度	5	499
令和5年度	12	2,155
合計	45	6,287
平年度（直近5年平均）	9	1,257

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり（平均値）	1	140

(2) マンション敷地売却事業

組合設立認可年度	事業件数	戸数
令和元年度	2	187
令和2年度	4	265
令和3年度	2	124
令和4年度	1	70
令和5年度	5	272
合計	14	918
平年度（直近5年平均）	3	184

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり（平均値）	1	66

2. マンション建替事業等における1事業あたりの非収益事業所得の見込みについて（本特例の適用額推計上の参考値）

マンションの建替え等に係る事業は、当該事業に賛成した区分所有者等からの負担金等を原資に、事業に必要な費用（工事や調査設計等）を捻出している資金繰りの厳しい事業であるため、事業利益（課税所得）が生じるケースは極めて少ない事業となっている。

普通法人であれば、当該事業における組合員（区分所有者等）からの負担金等の収入（非収益事業所得）について課税される可能性があるところ、本特例により収益事業以外の所得について法人税等が非課税となる。

他方、組合員（区分所有者等）からの負担金等については、事業の進捗に応じて発生する事業費を見込み、必要な額を充てることになることから、組合において発生する課税所得額は僅少であるが、事業を推進する上で予見し難い事情に円滑に対応するために、予備費を計上するケースがある。こうした予備費については、一定期間において組合に留保され则认为られることから、本税制特例が措置されていない場合、予備費に相当する金額については、課税されるものと考えられる。

現行のマンション建替事業及びマンション敷地売却事業の実績から、一般的な事業において想定される予備費分を算定した上で、本特例による適用額及び減収額の見込みについて推計を行う。

具体的には、マンション建替事業等の事業経験がある事業者への聞き取りによると、通常は総事業費の0.5%程度を予備費に計上していることを踏まえ、本特例における適用額については、想定される総事業費の0.5%が収益事業以外の所得（＝適用額）になるものと仮定して推計を行うものとする。

3. マンション建替円滑化法に新設を検討する事業ごとの総事業費推計の考え方について

新たな仕組みに対応した各事業における減収額の算定における基本的な考え方

① マンション取壊し敷地売却事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の0.1倍とマンション敷地売却事業における総事業費の0.9倍の合計値とする。

※当該事業においては、(i)マンションの取壊し(除却)及び(ii)敷地売却を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え前マンションの除却に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち1割程度であることを踏まえ、(i)マンションの取壊しに係る事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.1倍と仮定して推計する。また、(ii)敷地売却に係る事業費については、現行制度のマンション敷地売却事業(建物と敷地の売却)における敷地売却に係る費用(主に区分所有者への分配金の支払い、事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度であることを踏まえ、(ii)敷地売却に係る事業費については、マンション敷地売却事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。以上を踏まえ、(i)及び(ii)の推計事業費の合計値を、本事業費の総事業費の推計値とする。

② マンション取壊し事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の0.1倍とする。

※当該事業においては、マンションの取壊し(除却)を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え前マンションの除却に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち1割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.1倍と仮定して推計する。

③ マンション再建事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の0.9倍とする。

※当該事業においては、マンションの再建(新築工事)を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え後マンションの新築工事に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。

④ 敷地売却事業

→本事業の総事業費は、マンション敷地売却事業における総事業費の0.9倍とする。

※当該事業においては、敷地の売却を行う^注。現行制度のマンション敷地売却事業(建物と敷地の売却)における建物敷地売却に係る費用(主に区分所有者への分配金の支払い、事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション敷地売却事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。

注:マンション(建物)は滅失している状態。

⑤ マンション更新事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の0.6倍とする。

※当該事業においては、マンションの更新(一棟リノベーション)を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え後マンションの新築工事に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度である。また、建物更新(一棟リノベーション)工事は、新築に係る費用の7割程度^注である。以上を踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.6倍(≒0.9割×0.7割)と仮定して推計する。

注:一棟リノベーション工事業経験がある事業者からの聞き取りに基づく。

⑥ 一括建替え等事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の3.0倍とする。

※当該事業においては、団地型マンション(複数等のマンションが存在)において、マンションの建替え等(除却及び新築工事)を行う。マンションの建替に係る事業費については、現行制度のマンション建替事業の総事業費をそのまま採用する(1.0倍)。

また、国交省の調査によると、団地型マンションについては1団地あたり平均400戸と推定され、マンション建替事業の1事業当たりの平均戸数は約140戸(直近5年)である。以上を踏まえて、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の3.0倍(≒400戸÷140戸)と仮定して推計する。

【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

法人税に係る適用額及び減収額の算出にあたっての前提条件

(1) マンション建替事業【分析対象期間:令和元年度～令和5年度】

件	総事業費（中央値）	【適用額見込み】 予備費（総事業費×0.5%）
1事業あたり	5,200百万円	26.0百万円

【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査に基づく

(2) マンション敷地売却事業【分析対象期間:令和元年度～令和5年度】

件	総事業費（中央値）	【適用額見込み】 予備費（総事業費×0.5%）
1事業あたり	1,500百万円	7.5百万円

【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査に基づく

1. 【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討

■法人税

事業名	参考とする事業 (前提条件参照)	参考とする事業 に対する割合	適用件数 見込み※1	小計	適用額見込み
① マンション取壊し 敷地売却事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.1	1	2.6	9.4 百万円
	マンション敷地売却事業 【予備費8百万円】	0.9		6.8	
② マンション取壊し事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.1	1	2.6	2.6 百万円
③ マンション再建事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.9	※2	-	-
④ 敷地売却事業	マンション敷地売却事業 【予備費8百万円】	0.9	※2	-	-
⑤ マンション更新事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.6	1	15.6	15.6 百万円
⑥ 一括建替え等事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	3.0	※2	-	- 百万円
(適用額見込み) 合計					27.6 百万円

●上記適用額見込みについて、以下の区分に基づき税率を乗じて減収額見込みを推計

事業名	課税所得に応じた区分	税率	小計	減収額見込み
① マンション取壊し 敷地売却事業	8百万円以下の部分	15%	120	146 万円
	8百万円超の部分 (=9.4百万(予備費)－8百万)	19%	26	
② マンション取壊し事業	8百万円以下の部分	15%	39	39 万円
	8百万円超の部分 (=2.6百万(予備費)－8百万)	19%	-	
③ マンション再建事業	8百万円以下の部分	15%	-	-
	8百万円超の部分	19%	-	-
④ 敷地売却事業	8百万円以下の部分	15%	-	-
	8百万円超の部分	19%	-	-
⑤ マンション更新事業	8百万円以下の部分	15%	120	264 万円
	8百万円超の部分 (=15.6百万(予備費)－8百万)	19%	144	
⑥ 一括建替え等事業	8百万円以下の部分	15%	-	-
	8百万円超の部分 (=78百万(予備費)－8百万)	19%	-	- 万円
(減収額見込み) 合計				449 万円

※1 H26年改正法（マンション敷地売却制度の創設）の施行から2年後に、当該事業の組合設立認可が1件生じたことを参考に、①マンション取壊し敷地売却事業、②マンション取壊し事業及び⑤マンション更新事業については、R7年改正法の施行から2年が経過する令和10年度以降に各事業案件（①、②及び⑤）が毎年度1件生じる想定。

※2 ③マンション再建事業、④敷地売却事業及び⑥一括建替え等事業については、マンションが災害等により滅失していることが前提であるため、平年度における適用件数を推計することは困難。

2. 【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討

■法人住民税

事業名	適用件数 見込み※1	税率 (市町村税分1% 都道府県分6%)	適用額見込み (法人税の減収額見込みと 同一)	減収額 見込み
① マンション取壊し敷地売却事業	1	7%	1.5 百万円	10 万円
② マンション取壊し事業	1	7%	0.4 百万円	3 万円
③ マンション再建事業	※2	7%	-	- 万円
④ 敷地売却事業	※2	7%	-	- 万円
⑤ マンション更新事業	1	7%	2.6 百万円	19 万円
⑥ 一括建替え等事業	※2	7%	-	- 万円
合計			4 百万円	31 万円

■法人事業税

事業名	適用件数見込み ※1	税率 (外形法人)	適用額見込み (法人事業税の適用額見 込みと同一)	減収額 見込み
① マンション取壊し敷地売却事業	1	7%	9.4 百万円	65 万円
② マンション取壊し事業	1	7%	2.6 百万円	18 万円
③ マンション再建事業	※2	7%	-	- 万円
④ 敷地売却事業	※2	7%	-	- 万円
⑤ マンション更新事業	1	7%	15.6 百万円	109 万円
⑥ 一括建替え等事業	※2	7%	-	- 万円
合計			28 百万円	193 万円

【特別法人事業税】

事業名	適用件数 見込み※1	税率 (外形法人)	適用額見込み (法人事業税の減収額 見込みと同一)	減収額 見込み
① マンション取壊し敷地売却事業	1	37%	0.7 百万円	24 万円
② マンション取壊し事業	1	37%	0.2 百万円	7 万円
③ マンション再建事業	※2	37%	-	- 万円
④ 敷地売却事業	※2	37%	-	- 万円
⑤ マンション更新事業	1	37%	1.1 百万円	40 万円
⑥ 一括建替え等事業	※2	37%	-	- 万円
合計			2 百万円	71 万円

※1 及び※2については、前ページに記載

■法人事業税の減収額

	適用額見込み	減収額見込み
法人事業税＋特別法人事業税 合計	29 百万円	3 百万円

■法人三税（法人税、法人住民税、法人事業税）の合計

法人三税 合計	平年度	適用額見込み	減収額見込み
(内訳)	国税（法人税）	28 百万円	4 百万円
	地方税（法人住民税＋法人事業税）	34 百万円	3 百万円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）。以下同じ。）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本特例措置の直接的な効果として、社会増減率（H25－R4）や労働生産性（H24－R3）の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体は、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることを確認している（具体例【社会増減率の比較】：房総半島（南房総地域）館山市（適用あり）社会増減率-1.1%、富津市（適用なし）社会増減率-3.2%【労働生産性の比較】：能登半島（能登地域）かほく市（適用あり）労働生産性伸び率107%、内灘町（適用なし）労働生産性伸び率104%）。
② 「コロナ禍前の社会減の傾向」とは、人口減少による社会減が通増傾向にあったことを示している。直近の社会増減率の傾向は、今後の人口減少による社会減の通増傾向を示唆しているが、引き続き、半島地域における良好な雇用機会の維持・創出を通じて、半島地域における就業者を維持することで、当該傾向を抑制する必要があるため、本特例措置を引き続き実施することが必要である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の効果（令和6年度及び7年度）が年度ごとに予測されていない。
② 達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置は事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加（《租税特別措置により達成しようとする目標》）に対して効果がある。例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和6年3月）においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。なお、令和7年度以降は、直近5年間（H28～R3）の事業所数の増減率が今後5年間（R3～R8）の増減率を上回ることが目標値として掲げ、本特例措置の目標に対する効果を事後的に検証することとする。また、半島地域における事業所数の維持・拡大を前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、《政策体系における政策目的に係る目標》の達成にも効果が見込まれる。例えば、本特例措置を適用した設備投資に伴い新規雇用を行った事例が複数見受けられるところである」と説明されて

いるが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 事業所数は5年ごとに公表される経済センサス活動調査を基にしていることから、目標値は令和8年度の見込み値としているところ、令和6年度及び令和7年度の推計値は以下のとおり。 令和6年度：2497、令和7年度：2483 ※ 令和8年度の目標値と3年度の実績値の差分を5年間で平均し、毎年同数が減少すると仮定した数値のため参考値。 ② 将来の効果から本特例措置の直接的な効果が予測されていない点について、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和6年3月）において、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。そこで、社会増減率（H25－R4）や労働生産性（H24－R3）の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されており（(6) 過去の効果 国土交通省の補足説明①に記載のとおり）、本特例措置は将来においても同様に、他の要因の影響を除いた直接的な効果を有すると考えている。現時点ではその将来的な効果を定量的に推計することは困難であるが、令和7年度以降、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率及び労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の直接的効果を事後的に検証することとする。なお、本回答の趣旨を踏まえ、評価書についても関係箇所を修正する。
【点検結果】 ① 「令和6年度及び令和7年度の推計値は以下のとおり。令和6年度：2497、令和7年度：2483」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 「社会増減率（H25－R4）や労働生産性（H24－R3）の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されており（(6) 過去の効果 国土交通省の補足説明①に記載のとおり）、本特例措置は将来においても同様に、他の要因の影響を除いた直接的な効果を有すると考えている。現時点ではその将来的な効果を定量的に推計することは困難であるが、令和7年度以降、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率及び労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の直接的効果を事後的に検証することとする」との説明は、達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の直接的な効果を予測するものではなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 7) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地域(過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く)における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間: 5年間 償却限度額: 機械・装置 普通償却額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
			《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和8年度末まで2年間延長する。
			《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第 16 条 ・租税特別措置法 第 12 条第4項柱書及び表第2号、第 45 条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第 14 項第2号、第 15 項第2号、第 20 項、第 21 項、第 24 項、 第 28 条の9第 15 項第2号、第 16 項第2号、第 21 項、第 22 項、第 25 項
5	担当部局		国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 61 年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超) 昭和 63 年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900 万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300 万円超) 平成 10 年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)

			平成 11 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成 13 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成 15 年度 適用期限の2年延長(2,500 万円超) 平成 17 年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区: 建物等 7/100) 平成 19 年度 適用期限の2年延長 (旅館業: 建物等 7/100→6/100 2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期間の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。
			《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものと

		する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5(3)(令和6年6月21日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：Ⅶ：都市再生・地域再生の推進 施策目標：25：都市再生・地域再生を推進する 業績指標：79：半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
③	達成目標及びその実現による寄与	《政策体系における政策目的に係る目標》 雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る(測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※ 社会増減率：社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したものを、 ※ 半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。 《租税特別措置により達成しようとする目標》 半島地域における事業者の事業の継続又は拡大を図る(測定指標) 半島地域における事業所数(目標値) 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 ※ 総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されている。本特例措置により、事業者の労働生産性等が向上し、半島地域における「事業の継続又は拡大」が実現すれば、政策目的に係る目標である雇用の確保・人口流出の抑制・地域経済の活性化にもつながると考えられる。以上を踏まえ、令和3～8年の分析対象期間中、令和7年度以降においては、半島地域における事業者の「事業の継続又は拡大」を図ることを本特例措置により達成しようとする目標として新たに掲げ、その客観的な測定指標として「半島地域における事業所数」を設定することとする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、半島地域における事業者の事業の継続又は拡大が図られ、雇用の維持又は創出が期待される。 加えて、特に、旅館業、農林水産物等販売業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加も見込まれる。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。							
10	有効性等	①	適用数	単位：件						
				令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	
		適用数	107	87	88	73	70	65		
		※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く)								
		※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。								
		※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。								
		※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。								
		※ 令和6年度～令和8年度の適用数は、令和3～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。								
		※ 算定根拠については別紙参照。								
		②	適用額	単位：百万円						
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)		
	法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,487	1,379	801	664	637	591			
※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く)										
※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税										

		制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 令和6年度～令和8年度の適用額は、令和3～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。						
③	減収額	単位：百万円						
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	
	法人税	345	320	186	154	148	137	
	法人住民税	24	22	13	11	10	9	
	法人事業税	24	22	13	11	10	10	
	※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く) ※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額として算出した。 ※ 令和6年度～令和8年度法人住民税・法人事業税については、令和5年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。							
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【社会増減率】 社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比 単位：％						
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	
	増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10	
	※ 算定根拠については、別紙参照。 ※ 令和3～4年度は目標値(半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。)を達成している。一方で、令和5年度は目標値が達成できないなどコロナ禍前の社会減の通増傾向に戻りつつあり、将来にわたる毎年度の目標達成については今後も予断は許されない状況である。							

		《租税特別措置により達成しようとする目標》 【事業所数】 単位：件 <table><tr><th></th><th>平成 28 年 (実績)</th><th>令和 3 年 (実績)</th><th>令和 8 年 (見込)</th></tr><tr><td>件数</td><td>2,624</td><td>2,538</td><td>2,469</td></tr></table> ※ 算定根拠については、別紙参照。 本特例措置は事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加(《租税特別措置により達成しようとする目標》)に対して効果がある。例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。また、社会増減率(H25-R4)や労働生産性(H24-R3)の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されている。令和7年度以降は、直近5年間(H28～R3)の事業所数の増減率が今後5年間(R3～R8)の増減率を上回ることを目標値として掲げるとともに、過去の知見を踏まえ、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率や労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の目標に対する効果を事後的に検証することとする。 また、半島地域における事業所数の維持・拡大を前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、《政策体系における政策目的に係る目標》の達成にも効果が見込まれる。例えば、本特例措置を適用した設備投資に伴い新規雇用を行った事例が複数見受けられるところである。今後も半島地域における良好な雇用機会の維持・創出を通じて、半島地域における就業者を維持することが必要であるため、本特例措置を引き続き実施することは必要である。		平成 28 年 (実績)	令和 3 年 (実績)	令和 8 年 (見込)	件数	2,624	2,538	2,469
	平成 28 年 (実績)	令和 3 年 (実績)	令和 8 年 (見込)							
件数	2,624	2,538	2,469							
	⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置による減収額 212 百万円(令和5年度)に対し、特例措置対象業者においては 27,128 百万円の設備投資が行われ、産業の振興に貢献し、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。 ※ 設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 半島振興施策のうち、産業振興の一として民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 本特例措置は事業者による設備投資を促進しその労働生産性等を向上させることで事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加に対して効果がある。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効								

			な手段であると考え。当措置が他の半島振興施策（道路整備等）と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業（61 百万円（令和6年度当初、国費））がある。 当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う事業である。 これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。
	③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4国交 14）

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

別紙

○適用実績（割増償却）

	年度	R 3	R 4	R 5
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	107	87	88
	適用額（百万円）	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）	345	320	186
うち新規	適用件数（件）	17	5	17
	適用額（百万円）	90	50	109
	減収額（百万円）	21	12	25

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計。

○適用見込み

	年度	R 6	R 7	R 8
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	73	70	65
	適用年次終了分（件）	29	15	15
	適用額（百万円）	664	637	591
	減収額（百万円）	154	148	137
うち新規	適用件数（件）	14	12	10
	適用額（百万円）	127	109	91
	減収額（百万円）	29	25	21

※R 6～R 8年度の「適用件数」及び「適用額」は、R 5年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。（全域過疎地域該当市町村を除く）

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・R 6 年度見込み

＜適用件数＞

◎ R 5 年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 17 \times (-11.9 \div 100 + 1) \} \div 14 \\ \{ R 5 年度新規適用件数 \times (R 1 年度から R 5 年度の新規適用件数の平均増減率 (\%) \div 100 + 1) \}$$

◎ R 1 年度から R 5 年度の新規適用件数の平均増減率（％）は以下の各年度前年比から算出：-11.90

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

R 1 新規適用件数:35（前年度32 → 増減率：9.4(前年度比：109.4)）

R 2 新規適用件数:14（前年度35 → 増減率：-60.0(前年度比：40.0)）

R 3 新規適用件数:17（前年度14 → 増減率：21.4(前年度比：121.4)）

R 4 新規適用件数:5（前年度17 → 増減率：-70.6(前年度比：29.4)）

R 5 新規適用件数:17（前年度5 → 増減率：240.0(前年度比：340.0)）

$$\{ ((9.4 + 100) \times (-60.0 + 100) \times (21.4 + 100) \times (-70.6 + 100) \times (240.0 + 100)) ^ { (1 / 5) } \} - 100$$

（件数は関係道府県に聞き取った結果）

＜適用額＞

◎ R 5 年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 件 あ た り 適 用 額 : 801 (百 万 円) \div 88 = 9.10 (百 万 円)$$

$$R 6 年 度 適 用 見 込 額 9.10 (百 万 円) \times 14 = 127 (百 万 円)$$

$$1 件 あ た り 適 用 額 : R 5 年 度 適 用 額 (計) \div 適 用 件 数 (計)$$

$$R 6 年 度 適 用 見 込 額 : 1 件 あ た り 適 用 額 (R 5) \times R 6 年 度 適 用 見 込 件 数$$

＜減収額＞

◎ R 6 年度適用見込額に税率を乗じて算出

$$* 減 収 額 : 適 用 額 127 百 万 円 \times 税 率 (23.2 \%) = 29 百 万 円$$

・R 7、R 8 年度見込み

＜適用件数・適用額・減収額＞

◎ R 6 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・R 6 年度～R 8 年度見込み

＜適用件数＞

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

$$過 年 度 の 適 用 年 次 終 了 件 数 : 3 年 度 適 用 件 数 \times \{ (100 + 平 均 (相 乗 平 均) 増 減 率) \div 100 \} ^ { 残 余 年 数 }$$

R 6 適用終了分

$$\rightarrow R 1 年 度 適 用 \cdot R 5 年 度 分 : 29 (実 績 値)$$

R 7 適用終了分

$$\rightarrow R 2 年 度 適 用 \cdot R 5 年 度 分 15 \times \{ (100 + R 2 \sim R 5 の 平 均 増 減 率 2.3 \div 100) \} : 15$$

$$平 均 増 減 率 は 各 年 度 の 増 減 率 に 100 を 加 え 得 た 前 年 度 比 の 総 乗 に、1 を 標 本 数 で 除 し た 数 で べき 乗、100 を 差 し 引 き 算 出 \\ \{ (21.4 + 100) \times (0.0 + 100) \times (-11.8 + 100) \} ^ { (1 / 3) } - 100$$

R 8 適用終了分

$$\rightarrow R 3 年 度 適 用 \cdot R 5 年 度 分 16 \times \{ (100 + R 3 \sim R 5 の 平 均 増 減 率 -3.0 \div 100) \} ^ { 2 } : 15$$

$$平 均 増 減 率 は 各 年 度 の 増 減 率 に 100 を 加 え 得 た 前 年 度 比 の 総 乗 に、1 を 標 本 数 で 除 し た 数 で べき 乗、100 を 差 し 引 き 算 出 \\ \{ (-5.9 + 100) \times (0.0 + 100) \} ^ { (1 / 2) } - 100$$

＜適用額＞

◎ R 5 年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$適 用 見 込 額 : 1 件 あ た り 適 用 額 (R 5) \times 各 年 度 適 用 見 込 件 数$$

＜減収額＞

◎ 適用見込額に税率（23.2％）を乗じて算出

○減収額

年度	R 3	R 4	R 5
法人税			
法人税適用額（百万円）A	1,487	1,379	801
法人税減収額（百万円）B	345	320	186
法人住民税			
法人県民税			
法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
減収額（百万円）実績	3	3	2
法人市町村民税			
法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
減収額（百万円）実績	21	19	11
合計			
減収額（百万円）	24	22	13
法人事業税			
標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
減収額（百万円）実績	24	22	13
合計			
減収額（百万円）	393	364	212

年度	R 6	R 7	R 8
法人税			
法人税適用額（百万円）A	664	637	591
法人税減収額（百万円）B	154	148	137
法人住民税			
法人県民税			
法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
適用額（百万円）A	664	637	591
減収額（百万円）B×C	2	1	1
法人市町村民税			
法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
適用額（百万円）A	664	637	591
減収額（百万円）B×C	9	9	8
合計			
減収額（百万円）	11	10	9
法人事業税			
標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
適用額（百万円）A	664	637	591
減収額（百万円）B×C	11	10	10
合計			
減収額（百万円）	176	168	156

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額：法人税減収額 × 法人税割

$$(例 : 令 和 3 年 法 人 県 民 税 345 \times 1.0 \% = 3 (百 万 円)$$

$$法 人 市 町 村 民 税 345 \times 6.0 \% = 21 (百 万 円)$$

$$法 人 事 業 税 345 \times 7.0 \% = 24 (百 万 円)$$

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
社会増減と税制効果の関係

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
社会増減率(A)	-0.460	-0.468	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.402	-0.426	-0.503	-0.510	-0.516	-0.522
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.433	-0.425	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.505	-0.489	-0.481	-0.466	-0.471
政策目標(A)／(B)	1.06	1.10	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15	0.91	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10

人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,813,443	3,748,516	3,678,913	3,618,947	3,559,596	3,500,507
人口変化率	—	-1.24	-1.35	-1.34	-1.41	-1.49	-1.60	-1.50	-1.49	-1.70	-1.86	-1.63	-1.64	-1.66
社会増減数	-19,780	-20,031	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-15,568	-16,247	-18,851	-18,760	-18,673	-18,585

人口：平成25年～令和5年は実績値、令和6年～8年については人口変化率を前年の値に乗じて算出した。

人口変化率：平成25年～令和5年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和6年～8年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。

社会増減数：平成25年～令和5年は実績値、令和6年～8年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値(B)を乗じて算出した。

(社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値)

※ 出典:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
事業所数における税制効果の関係

事業所数	平成28年	令和3年	H28/R3(増減率)	令和8年
製造業	1,580	1,571	-0.6%	1,562
旅館業	443	399	-9.9%	359
情報サービス業等	73	95	30.1%	124
農林水産物等販売業	528	473	-10.4%	424
合計	2,624	2,538	-3.3%	2,469

事業所数の推計値は、直近の増減率に直近の件数を乗じたもの。
※ 出典：経済センサス活動調査

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。以下同じ。）から新たな達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度：858件 → 令和8年度目標値：780件以上。事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 離島振興法においては「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」を目的としていることから、これまで本税制の目標を「離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善」としてきたところ、昨年度半島税制について実施された「租特の効果検証に係る調査事業」において、同税制が「設備投資額」や「資本装備率（＝有形固定資産／労働力）」の向上に対して効果がある可能性が示唆されており、設備投資の増加により「事業の継続・拡大」に寄与するとともに、「雇用の創出」に繋がり、最終的な施策のインパクトとして、人口流出の抑制が期待されるというロジックモデルが提示された。
半島税制と同様のスキームである離島税制においても、設備投資等に対して同様の効果があると考えられることから、本税制の活用により離島地域での投資が促進され、離島における事業の継続・拡大に寄与するという効果を客観的に計測できる指標として、「事業所数」を新たな効果指標として設定したものの。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これにより離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「令和5年度の総人口は325千人であり、当初の目標値である令和6年度321千人を上回る見込み」と説明されているが、達成目標を達成できておらず、その原因が分析されていない。また、令和6年度に目標を達成するその根拠も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 税制適用企業に対して税制適用に係る設備投資に伴う新規雇用者数を確認したところ、雇用者数が島の生産年齢人口の約2割に相当するケースが見られた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている（参考資料参照）。これらは、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を示しているものと考えられる。
② ご指摘を踏まえ、評価書を修正済。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に対して税制適用に係る設備投資に伴う新規雇用者数を確認したところ、雇用者数が島の生産年齢人口の約2割に相当するケースが見られた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている（参考資料参照）。これらは、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を示しているものと考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること为目标とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。	
② 達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度：858件 → 令和8年度目標値：780件以上）に対する将来の効果（令和6年度及び7年度）が年度ごとに予測されていない。	
③ 達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度：858件 → 令和8年度目標値：780件以上）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数14件（令和6年度）、12件（令和7年度）、13件（令和8年度）が過去の実績38件（令和5年度）とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらずそのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。	
④ 達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度：858件 → 令和8年度目標値：780件以上）に対する将来の直接的な効果について、「実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これにより離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【国土交通省の補足説明】	
① 離島における事業所数が維持・増加することで、雇用の場が確保され、社会減の抑制に寄与すると考えられ、実際に本特例措置を活用して、島外から企業が新たに立地し、立地に伴い雇用を創出し、島の社会減の抑制に寄与している事例も見られていることをお示しすることで、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることを明らかにしている。また、本特例措置は事業者の事業継続・拡大を促進することで、事業所数の維持・増加に寄与し、本特例措置の将来の効果として、事業所数のR3からR8の増減率がH28からR3の増減率（－9.1％）を上回るものと予測している。 また、事業所数の増減率について評価書10有効性等④効果に追記済。	
② 事業所数は5年ごとに公表される経済センサス活動調査を基にしていることから、目標値は令和8年度の見込み値としておられ、令和6年度及び7年度の推計値は以下のとおり。 令和6年度：811、令和7年度：795 ※令和8年度の目標値と3年度の実績値の差分を5年間で平均し、毎年同数が減少すると仮定した数値のため参考値。	
③ 令和6年度以降に予測される適用数と令和5年度の実績に乖離があるのは、令和5年度より過疎地域が本税制の対象から除外されたことに伴い、新規の適用見込み件数が減少したため。一方で、当該除外された地域においては引き続き「過疎地域における事業用設備に係る割増償却」の適用を受けることができるため、これらの特例措置が総体として、引き続き達成目標の実現に有効な手段となるものと考えます。	
④ 税制適用企業に対して税制適用に係る設備投資に伴う新規雇用者数を確認したところ、雇用者数が島の生産年齢人口の約2割に相当するケースも見られるなど、離島における雇用の確保に大きな影響を与えており、また税制適用があった離島は周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている。また、事業者への聞き取りにおいて、本税制の存在が離島での立地の後押しになったとの回答も得られており、これは本特例措置がなければ実現しなかった投資である。そのため、本特例措置は、離島において事業者の事業継続・拡大を促進することにより離島における雇用の場の確保、人口減少傾向の抑制に寄与するものと考えている。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達	

成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること为目标とする）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 また、将来の効果について、「事業所数のR3からR8の増減率がH28からR3の増減率（－9.1％）を上回るものと予測している」と説明されているが、算定根拠に疑義があるため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標「令和8年度の目標値と3年度の実績値の差分を5年間で平均し、毎年同数が減少すると仮定した数値」との説明では、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【国土交通省の補足説明】	
① ご指摘を踏まえ、評価書を修正済。	
【点検結果】	
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

点検項目(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

【参考】離島税制によって創出された雇用・人口への影響

- 本税制の活用により、離島における貴重な雇用機会が創出され、結果的にその後の人口減少の改善・緩和に寄与している。

	本税制の活用事業者による 新規雇用者数	税制活用後の人口減少率
A 島 税制活用 令和3年～	12 名 →直近（R6）の島の生産年齢人口は 75 名であり、その 16%に相当する雇用を創出し、島の雇用の維持に寄与。	1 %改善 (R2-4.4%→R3-3.4%) ※A 島を含む群島全体では同期間に平均 19%人口減少が進んでいるところ、A 島の人口減少傾向の抑止に寄与。
B 島 税制活用 令和2年～	20 名 →直近（R6）の島の生産年齢人口は 91 名であり、その 22%に相当する雇用を創出し、島の雇用の維持に寄与。	0.2%進行 (R 元-4.1%→R2-4.3%) ※B 島に近接する群島では同期間に平均 10%の人口減少が進んでいるところ、B 島の人口減少傾向の緩和に寄与。
C 島 税制活用 令和元年	35 名 →直近（R6）の島の生産年齢人口は 842 名であり、その 4 %に相当する雇用を創出し、島の雇用の維持に寄与。	± 0 %維持 (H30-2.0%→R2-2.0%) ※C 島に近接する離島では同期間に 1.3%人口減少が進んでいるところ、C 島の人口の維持に寄与。

【様式1】記載要領

- 記載にあたって
 - ・「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」（以下「確認書」という。）ごとに記載してください。
 - ・令和元年度から令和5年度に確認書を発行しているすべての事業者が調査対象です。
 - ・貴市町村で発行している確認書すべてについて作成をお願いします。
 - ・確認書に記載されていない又は確認が必要な項目については、事業者への聴取等により記載をお願いします。
- 【令和5年度発行】シートについて
令和5年度に発行した確認書について、以下の各項目を記載してください。
 - ①税制種別
 - ・ブルダウンから「離島」を選択してください。
 - ②地域 及び 事業者整理番号
 - ・離島地域名をブルダウンから選択してください。
 - ・「事業者整理番号」欄は都道府県で事業者の整理番号を通して記載してください。（※R5-1、R5-2 のように記載）
 - ③都道府県名 及び 市町村名
 - ・貴市町村の都道府県名及び市町村名をブルダウンから選択してください。
 - ④事業者情報
 - ・事業者の情報を記載してください。
 - ・「事業者名」欄は、法人名または個人事業者名を記載してください。
※提供いただいた情報は当省内でのみ使用し、対外的に法人名や個人が特定できる形で利用することはありません。
 - ・「業種」欄は、ブルダウン（『製造業』、『旅館業』、『農林水産物等販売業』、『情報サービス業等』）から選択してください。
 - ・「新規立地」欄は、事業者が令和5年度に初めて貴市町村内で「新規立地」した場合に「○」を選択し、新規立地でない場合は「-」を選択してください。
※「新規立地」とは、企業誘致等により他市町村から新たに進出した場合や、貴市町村内で新たに起業・創業した場合（地域住民等による小規模なものも含まれます。）を指します。
 - ・「事業者所在地」欄は、確認書に記載されている事業者の所在地を都道府県・市町村まで記載してください。
 - ・「資本金」欄は、確認書に記載されている法人事業者の資本金額を千円単位で記載してください。
 - ⑤導入した産業機械等の取得金額
 - ・「投資種別」欄は、ブルダウン（『機械・装置』、『建物・附属設備』、『構築物』）から選択してください。
 - ・「取得金額」欄は、導入した産業機械等（＝取得した資産）の金額（千円単位【百円

の位を四捨五入】）を記載してください。

なお、確認書に合計額で記載されている場合は、必ず内訳のわかる資料を添付してください。

- ・「(取得金額のうち補助金等の額)」欄は、導入した産業機械等（＝取得した資産）に充てた補助金額（千円単位【百円の位を四捨五入】）を記載してください。（該当がない場合は「0」を記載）

⑤取得資産数

- ・「全体」欄は、確認書に記載されているすべての資産数を記載してください。
- ・「うち割償活用」欄は、全体数のうち割増償却制度を活用した資産数を記載してください。（該当がない場合は「0」を記載）

⑥新規雇用者数

- ・確認書に記載されている産業機械等の取得により新規雇用した人数を記載してください。（該当がない場合は「0」を記載）
- ・新規雇用者数のうち「地元居住者」欄および「転入者（島外雇用者）」欄は事業者への聴取等により記載をお願いします。（該当がない場合は「0」を記載）

⑦割増償却制度活用の有無・従業員数

- ・「割増償却制度活用の有無」欄は、令和4年度に発行した確認書に記載されている「導入した産業振興機械等」について、割増償却制度を活用したかどうかを事業者から聴取等いただき、活用した場合は「○」を、活用しなかった場合は「×」をプルダウンから選択してください。
- ・「従業員数」欄は、令和5年度末（令和6年3月31日）時点の事業者の従業員数を事業者へ聴取等いただき、記載してください。
- ・R6年度（2年目）～R9年度（最終年）欄は空欄でかまいません。

⑧国税の適用有無の理由等

- ・「国税適用「有」の理由」欄は、割増償却制度を活用した事業者からその理由を聴取等いただき、以下のプルダウンから最も当てはまるものを選択してください。

※プルダウンで「その他」を選択した場合には、「⑩備考」欄に具体的な内容を記載してください。

- 資金的余裕が生まれ、新規雇用が可能となるため
- 資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となるため
- 税制が設備投資の後押しとなったため
- 自治体等から推奨されたため
- 運転資金等の捻出のため
- その他

- ・「国税適用「無」の理由」欄は、割増償却制度を活用しなかった事業者からその理由を聴取等いただき、以下のプルダウンから最も当てはまるものを選択してください。

※プルダウンで「その他」を選択した場合には、「⑩備考」欄に具体的な内容を記載してください。

- 赤字のため

- 税理士等と相談した結果のため
- 手続きの方法が分からなかったため
- 手続きを忘れていたため
- 償却率が低かったため
- その他

⑨課税免除または不均一課税活用の有無

- ・確認書を提出した設備投資について、地方税の課税免除または不均一課税を活用した場合は「○」を、活用しなかった場合は「×」をプルダウンから選択してください。
- ※「○」を選択した場合は、【様式2】の記載が必要です。

⑩備考

- ・⑧のプルダウンで「その他」を選択した場合は、「⑩備考」欄に具体的な内容を記載してください。
- ・税制利用状況について、必要に応じてご記入ください。

●【令和元年度発行】～【令和4年度発行】シートについて

- ・令和元年度から令和4年度までに確認書を発行した事業者については、各年度のシートに過去の調査で回答いただいた内容を記載しています。
- 各シートの「⑦割増償却制度活用の有無・従業員数【3/31時点】」欄の「R5年度（○年目）」欄を事業者から聴取等いただき、「割増償却制度活用の有無」欄は、活用した場合は「○」を、活用しなかった場合は「×」をプルダウンから選択してください。
- また、「従業員数」欄は、令和5年度末（令和6年3月31日）時点の事業者の従業員数を事業者へ聴取等いただき、記載してください。
- なお、「R6年度（○年目）」以降の欄は空欄でかまいません。
- ・前回調査で未回答箇所など、更新が必要な箇所は黄着色で示しておりますので朱書きで更新してください。
- ・各シートにおいて、過去の回答内容に間違いがないかを確認いただき、修正する場合は朱書きでご修正ください。

●【確認書】について

- ・以下に該当する、確認書（写し）のデータを当課まで提出をお願いします。
 - ①【様式1】の令和5年度発行シートに記載した事業者について、市町村長が発行した確認書の写し
 - ②【様式1】の令和元年度から令和4年度発行シートで、記載が漏れていた事業者を追記した場合、その事業者について市町村長が発行した確認書の写し
 - ・事業者が確認書申請時に添付した内訳のわかる資料（資産・金額の内訳等）のデータを併せてご提出ください。
 - ・確認書の右肩に、様式1の「事業者整理番号」（都道府県で記載する事業者の整理番号）を記入してください。
- （整理番号について、例えば令和5年度発行分は「R5-1」、「R5-2」のように記載してください）

【様式2】記載要領

●記載にあたって

- ・平成25年4月1日以降、産業振興促進計画策定後に取得した資産で、各自治体の離島税制に係る条例に基づき令和5年度に地方税の課税免除または不均一課税を行った資産にかかるものを記載してください。
※課税免除期間を複数年としている自治体は初年度（新規適用）から複数年目（継続適用）までの適用のうち、令和5年度の課税免除または不均一課税に該当する適用をすべて記載してください。（⑤で「新規適用」または「継続適用」を記載いただきます）
- ・記載については【様式1】と同様に記載してください。
なお、【様式1】の「⑨課税免除または不均一課税活用の有無」と整合が取れるよう記載してください。
→「【様式1】⑨課税免除または不均一課税活用の有無」欄で「○」を選択した場合は、【様式2】の記載が必要です。
- ・事業税、不動産取得税、固定資産税ごとに記載してください。

●【各令和5年度シート】

各自治体の離島税制に係る条例に基づき、令和5年度に課税免除または不均一課税を行った資産について、以下の各項目を記載してください。

①離島名、都道府県名及び市町村名

各項目をプルダウンから選択してください。

②事業者情報

事業者の情報を記載してください。

- ・「事業者名」欄は、または法人名または個人事業者名を記載してください。
※提供いただいた情報は当省内でのみ使用し、対外的に法人名や個人が特定できる形で利用することはありません。
- ・「業種」欄は、プルダウン（『製造業』、『旅館業』、『農林水産物等販売業』、『情報サービス業等』、『畜産業』、『水産業』、『薪炭製造業』）から選択してください。
- ・「事業者所在地」は課税免除または不均一課税の申請の際に記載されている事業者の所在地を都道府県・市町村まで記載してください。
- ・「資本金」欄は、確認書に記載されている法人事業者の資本金額を千円単位で記載してください。

③導入産業機械等の取得金額等情報

- ・各自治体の離島税制に係る条例に基づき令和5年度に地方税の課税免除または不均一課税を行った資産にかかるものを記載してください。
※課税免除期間を複数年としている自治体は初年度（新規適用）から複数年目（継続適用）までの適用のうち、令和5年度の課税免除または不均一課税に該当する適用をすべて記載してください。（⑤で「新規適用」または「継続適用」を記載いただきます）
- ・導入した産業機械等（＝取得した資産）の金額（千円単位【百円の位を四捨五入】）を、

「機械・装置」、「建物・附属設備」、「構築物」、「土地」ごとに内訳を記載してください。

- ・回答欄には必ず数字を記載し、空欄がないようにしてください（該当がない場合は「0」を記載）。

④減税額

令和5年度の減税額を記載してください。

⑤新5適用または継続適用

令和5年度に課税免除または不均一課税の適用が、初年度適用の場合は「新規」を、継続年度適用の場合は「継続」を選択してください。

⑥新規雇用者数

- ・確認書や事業者への聴取に基づき、産業機械等の取得により新規雇用した人数を記載してください。（該当がない場合は「0」を記載）

※⑤が新規適用の場合のみ新規雇用者数を記載することとし、継続適用の場合は「-」を記載してください。

なお、新規雇用者数は【様式1】の「⑥新規雇用者数」と整合が取れるよう記載してください。

⑦備考

税制利用状況について、必要に応じてご記入ください。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税: 義(国税8) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動運動) 所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間: 5年間 償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和8年度末までとする。 《関係条項》 ・離島振興法第4条、第19条 (所得税) 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第24項 租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第9項 (法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第25項 租税特別措置法施行規則第20条の16第8項及び第9項
5	担当部局		国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成6年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長

			拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額となっており、また社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が進展するなど、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立の発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2024第2章5(3) (令和6年6月21日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:X 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標:39 離島等の振興を図る 業績目標:108 離島地域の総人口

	③ 達成目標及びその実現による寄与	《政策体系における政策目的に係る目標》 ○離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度:333千人 → 令和8年度:目標値 303 千人→令和14年度:目標値 263 千人 平成25年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口傾向を加味して算出した令和14年度末(現在の離島振興法の法期限)の当該地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○離島振興対策実施地域における事業者の事業継続又は拡大を図る。 本特例措置の対象である離島振興対策実施地域における事業所数令和3年度:858件 → 令和8年度目標値:780件以上 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率(−9.1%)を上回ることを目標とする。 ※ 離島振興法においては「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」を目的としていることから、これまで本特例措置の目標を「離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善」としてきたところ、昨年度半島税制について実施された「租特の効果検証に係る調査事業」において、同税制が「設備投資額」や「資本装備率(＝有形固定資産／労働力)」の向上に対して効果がある可能性が示唆されており、設備投資の増加により「事業の継続・拡大」に寄与するとともに、「雇用の創出」に繋がり、最終的な施策のインパクトとして、人口流出の抑制が期待されるというロジックモデルが提示された。 半島税制と同様のスキームである離島税制においても、設備投資等に対して同様の効果があると考えられることから、本特例措置の活用により離島地域での投資が促進され、離島における事業の継続・拡大に寄与するという効果を客観的に計測できる指標として、「事業所数」を新たな効果指標として設定した。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島の基幹産業であり離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資の活発化により事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。															
10	有効性等	① 適用数	○適用件数 (単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>32</td><td>31</td><td>27</td><td>16</td><td>14</td><td>10</td></tr></table> (注) 1 R3～R5年度は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。 2 R6～R8年度の適用数は、R元～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用件数	32	31	27	16	14	10
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)											
適用件数	32	31	27	16	14	10											

		※算定根拠については別紙参照。 ※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。																												
	② 適用額	○適用額 (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6 (見込)</th><th>R7 (見込)</th><th>R8 (見込)</th></tr><tr><td>適用額</td><td>57</td><td>46</td><td>38</td><td>14</td><td>12</td><td>13</td></tr></table> (注) 1 R3～R5年度は、関係都道県へ行った調査での確認書に記載されている取得価額をもとに算出。 適用額は本確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 2 R6～8年度の適用額はR元～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込み値となる。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用額	57	46	38	14	12	13														
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
適用額	57	46	38	14	12	13																								
	③ 減収額	○減収額 (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6 (見込)</th><th>R7 (見込)</th><th>R8 (見込)</th></tr><tr><td>法人税</td><td>13</td><td>11</td><td>9</td><td>2.8</td><td>2.6</td><td>2.6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.9</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> (注) 1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 割増償却額×税率(各年度の数値)＝減収額 2 計算式は以下のとおり。 適用額×法人税率(23.2%) ※算定根拠については別紙参照。 ※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、県民税	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6	法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2	法人事業税	9	7	6	2	2	2
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6																								
法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2																								
法人事業税	9	7	6	2	2	2																								

		率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額×1.0%（法人県民税率）＝法人県民税減収額 減収額×6.0%（法人市町村税率）＝法人市町村民減収額 普通償却額×7.0%（都道府県の法人税率）＝法人事業税 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人減収額×県民税率（1.0%） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率（6.0%） 【法人事業税】 減収額＝普通償却額×法人事業税率（7.0%） ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。																				
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 （離島振興対策実施地域の人口） （単位：千人） <table><tr><td>年</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R8 （見込）</td><td>R14 （見込）</td></tr><tr><td>人口</td><td>340</td><td>333</td><td>325</td><td>303</td><td>263</td></tr></table> （注）1 R3～R5年は住民基本台帳に基づく住民登録人口。 2 R6～R14年の算定根拠：H25年～R4年の離島振興対策実施地域の人口減少率は0.98%。R4年の人口333千人に、離島地域の人口減少率及びR5～R14年の全国の人口減少率0.98%を乗じて算出。 （離島振興対策実施地域における事業所数） <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>R3</td><td>R8（見込）</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>3085</td><td>2847</td><td>2627</td></tr></table> （注）H28及びR3は「経済センサス活動調査」より、本特例措置の適用対象であった離島振興対策実施地域の事業所数を抜粋したもの（R4まで本特例措置の適用対象であった過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域事業所数を含めた数値）。R8はH28からR3の増減率（-7.7%）にR3の数値を乗じて算出。 ○達成目標の実現状況 令和5年度の総人口は325千人であり、現時点では目標値である令和6年度321千人を上回っているが、令和3～5年度の人口減少率は過去10年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和6年度の目標値を達成できない可能性が高い。この人口減少の加速は、コロナ禍前の社会減の逡巡傾向に戻りつつあることが原因と考えられる。令和14年度末の人口を263千人以上とする目標の達成に向け、社会減の一層の抑止が必要であり、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。	年	R3	R4	R5	R8 （見込）	R14 （見込）	人口	340	333	325	303	263	年度	H28	R3	R8（見込）	事業所数	3085	2847	2627
年	R3	R4	R5	R8 （見込）	R14 （見込）																	
人口	340	333	325	303	263																	
年度	H28	R3	R8（見込）																			
事業所数	3085	2847	2627																			

		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は事業者による設備投資を促進することで離島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、離島地域の事業所数の維持・増加に対して効果が見込まれる。 また、事業所数の維持・増加により新規雇用者の増加及び雇用維持効果が見込まれる。結果として、離島における社会減の抑制につながり、離島地域の総人口の減少抑制に寄与ことが見込まれる。 実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これは本特例措置がなければ実現しなかった事業拡大である。本特例措置により離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを都道府県を通じて実施したアンケート調査等によって確認できた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている。
	⑤：税収減を是認する理由等	離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。
11	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等 離島振興施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 定住促進のために離島における雇用の場を確保するためには、事業者の事業活動の維持・拡大を図り、事業所数を維持・増加させることが必要であり、民間事業者に事業活動の維持・拡大に必要な設備投資を直接に促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の離島振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。 ②：他の支援措置や義務付け等との役割分担 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等による支援を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、事業活動のための素地を整備するものである。これら他の支援措置では民間事業者の事業拡大に対する支援は実施しておらず、民間事業者の資金繰りに係る負担を直接的に軽減することで設備投資を促進し、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。 また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることににより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。 なお、本特例措置の対象地域の一部が重複していた過疎法に基づ

別紙

			く同様の特例措置について、令和5年度税制改正において本特例措置の対象から過疎税制適用地域を除外することにより、重複を解消したところである。
	③：地方公共団体が協力する相当性		本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 国交 12）

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R3	R4	R5
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	6	4	0
	適用額（百万円）	3	3	0
規	減収額（百万円）	1	1	0
総	適用件数（件）	26	27	27
	適用額（百万円）	54	43	38
続	減収額（百万円）	12	10	9
	適用件数（件）	32	31	27
計	適用額（百万円）	57	46	38
	減収額（百万円）	13	11	9

※「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の確認書に基づき算出した。
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R6	R7	R8
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	2	2	2
	適用額（百万円）	4	4	4
規	減収額（百万円）	0.8	0.6	0.6
総	適用件数（件）	14	12	8
	適用額（百万円）	10	8	9
続	減収額（百万円）	2	2	2
	適用件数（件）	16	14	10
計	適用額（百万円）	14	12	13
	減収額（百万円）	2.8	2.6	2.6

※令和6年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和7、8年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和6年度見込み（令和5年度までの関係都道府県調査結果から算出）

＜適用件数＞適用見込件数 16件（R6年度適用見込件数＝新規①＋継続②）

（算出根拠） 【新規適用件数】2件（①）

①令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均件数：9件/5年≒2件

【継続適用件数】14件（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

＜適用額＞適用見込額 15百万円（R4年度適用見込額＝新規①＋継続②） 見込件数で上がってきた数値をもとに算出

（算出根拠） 【新規適用見込額】4百万円（①）

①「（業種・設備投資別）令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均取得額」＊「耐用年数ごとの償却率」＊「設備投資別の割増償却率」＊「件数」＝適用額

業種	設備投資 種別	平均取得額 （百万円）	償却率	割増償却率	適用額 （百万円）	件数	適用額合計 （百万円）
製造	建物・付属設備	100	0.033	0.48	1.6	0.4	0.7
製造	構築物	75	0.033	0.48	1.2	0.7	0.8
製造	機械・装置	26	0.2	0.32	1.7	0.2	0.4
旅館	建物・付属設備	157	0.033	0.48	2.5	0.2	0.6
旅館	構築物	27	0.033	0.48	0.4	0.2	0.1
旅館	機械・装置	91	0.2	0.32	5.8	0.2	1.3
合計		—	—	—	—	—	4

【継続適用見込額】10百万円（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

＜計＞

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和7、8年度見込み

【新規】

＜適用件数＞令和6年度の見込件数並みとした。

＜適用額＞令和6年度の適用見込額並みとした。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【継続】

＜適用件数＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

＜適用額＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	■新設	□拡充	□延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（公式の参加者や博覧会協会等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講ずること、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。以下同じ。）は、政策目的（国際園芸博の開催に際して、公式の参加者等の来日や出展する国内企業、主催者の博覧会協会等が、円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
【国土交通省の補足説明】
① 政策目的の実現に向けて本措置が達成すべき目標（果たすべき役割）を記載しました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 現在、課税所得が発生する具体的なケースを含めて精査中のため、記入することができません。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① (3) と同様の理由で記入することができません。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。
【国土交通省の補足説明】
① (1) の修正に合わせ、評価書を修正しました。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「所要の措置を講ずること、国際的二重課税が排除等され、また、園芸博覧会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保されるため、園芸博覧会関係者等による国際園芸博の円滑な準備及び開催につながるものと考えられる」との説明では、新たな達成目標（国際的二重課税の発生を防止、公式の参加者間の公平性を担保すること）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無について、「税制改正要望以外にも、国際園芸博の成功裏の開催に向けて、国際博覧会推進本部が令和5年8月に策定した「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組を実施している」と説明されているが、当該他の支援措置や義務付け等が具体的に何なのか明らかにされていない。
② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 取り組みについて記載いたしました。
② ご指摘を踏まえて、二重課税の解消等を図る旨、当該欄に記載いたしました。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	2027 年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 11) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(地方税 27)
	②: 上記以外の税目	所得税: 外、個人住民税: 外、事業所得税: 外、不動産取得税: 外、固定資産税: 外、都市計画税: 外、固有資産等所在市町村交付金: 外、自動車税: 外、軽自動車税: 外
3	要望区分等の別	【新設】 拡充・延長 【単独・主管】 共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 2027 年国際園芸博覧会(以下「国際園芸博」という。)に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備・開催のために国税・地方税に関して必要な措置を講じる。 《関係条項》 —
5	担当部局	国土交通省都市局参事官(国際園芸博覧会担当)付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和7年4月1日～令和 11 年3月 31 日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和 10 年3月 31 日 固定資産税、都市計画税は令和7年4月1日～令和 11 年3月 31 日
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際園芸博の開催に際して、公式の参加者等の来日や出展する国内企業、主催者の博覧会協会等が、円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。 《政策目的の根拠》 令和元年9月 AIPH(国際園芸家協会)総会において、横浜市が最上位である A1 の国際博覧会開催都市として承認された。令和4年、6月に、日本政府より博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)へ認定申請を行い(令和6年 14 日閣議決定)、同年 11 月 BIE 総会において、国際条約に基づく国際博覧会に認定された。 国際園芸博は花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与することが期待される重要なプロジェクトである。 ・令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和4年法律第 15 号)(抄) (趣旨) 第一条 この法律は、令和九年に開催される国際園芸博覧会(以下

		「博覧会」という。)が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。 ・2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(令和5年8月 31 日2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議決定) Ⅱ(9) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進 本博覧会の成功のためには、政府、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした地方公共団体、経済界、学界等が一体となって取り組むことが不可欠である。博覧会協会が、本博覧会の実施主体として準備・運営及び実行に責任を持ち、会場へのアクセス等に必要なインフラについては、関係する地方公共団体等が関係機関と連携して整備していく。政府は、博覧会協会への指導・監督や支援を実施するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行し、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした関係する地方公共団体、経済界、学界等と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するための必要な措置を講ずる。
②:	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
③:	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公式の参加者や博覧会協会等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることにより、国際的二重課税の発生を防ぎ、公式の参加者間の公平性を担保することで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際園芸博の開催に際しては、公式の参加者やそのスタッフ、出展する国内外の企業、主催者の博覧会協会等多くの個人・企業(以下、「園芸博覧会関係者等」という。)の関与・来訪が予想される。園芸博覧会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その園芸博覧会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。 我が国は令和5年7月1日現在で、155 か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる国際園芸博においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、園芸博覧会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。 所要の措置を講じること、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催が実現できるように体制を整える。

10	有効性等	① 適用数	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		② 適用額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		③ 減収額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。所要の措置を講じることで、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現することが可能となることが見込まれる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 所要の措置を講ずることで、国際的二重課税が排除等され、また、園芸博覧会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保されるため、園芸博覧会関係者等による国際園芸博の円滑な準備及び開催につながるものと考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	BIE からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び開催を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博にかかる活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国際園芸博は、2027 年3月 19 日から9月 26 日までの6か月間開催され、70 の国・国際機関からの出展を目指していることから、国際園芸博の準備期間及び会期中においては相当数の外国法人・非居住者の来日、及び多くの内国法人等の参加も予想されるところ、税制面が出展コストに大きな影響を与えることを懸念。 BIE の要請に基づき、過去の海外博及び国内博においては、開催国において同等の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現するため、公式の参加者等に対して、過去博に倣い、所要の措置を講じることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも、国際園芸博の成功裏の開催に向けて、国際博覧会推進本部が令和5年8月に策定した「2027 年国際園芸博覧会 (GREEN×EXPO2027) の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組を実施している。具体的には、会場やその周辺施設の整備など、国際園芸博の開催に必要な取組を進めているが、公式の参加者に対する二重課税の解消等については税制措置による対応が不可欠であり、他の取組では代替できないことから、適切な役割分担ができています。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	国際園芸博会場の周辺市町村において事業所を構える出展者や、従来の所在地において事業を営む家屋等貸与者についても特例措置が適用されるために、会場が所在する市のみならず、他の市町村も想定した措置が必要である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—